

告 示

埼玉県告示第百四十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年二月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友 小手指店

所沢市小手指町一丁目二十五番三十六号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前九時から午後十一時まで

（変更後）午前0時から翌午前0時まで

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前八時四十五分から午後十一時十五分まで

（変更後）午前0時から翌午前0時まで

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）四箇所 位置省略

（変更後）五箇所 位置省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前）午前六時から午後九時まで

（変更後）午前六時から午後十時まで

ハ 変更年月日

平成二十二年三月十八日

ニ 届出年月日

平成二十二年一月二十日

二 縦覧期間

平成二十二年二月五日から平成二十二年六月七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十二年二月五日から平成二十二年六月七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課